○内閣府令・国土交通省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

省令

○総務省令第十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十七日

総務大臣　石田　真敏

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
（法第三十八条の二の総務省令で定める区分） **第二十五条の六**　法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十三までに掲げる電気通信役務の区分とする。 （法第三十八条の二の総務省令で定める事項） **第二十五条の七**　法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～三　略］ 四　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者（以下「卸先電気通信事業者」という。）ごとの次に掲げる事項 ［イ～ル　略］ ヲ　有効期間を定めるときは、その期間	（法第三十八条の二の総務省令で定める区分） **第二十五条の六**　法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十二までに掲げる電気通信役務の区分とする。 （法第三十八条の二の総務省令で定める事項） **第二十五条の七**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　［同上］ ［イ～ル　同上］ ヲ　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はＢＷＡアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するＢＷＡアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域	二　電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はＢＷＡアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十三号に規定するＢＷＡアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域
［一・二　略］	［一・二　同上］

国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令

国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十六年内閣府・国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。